

安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No.6
2019.11.11

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

自衛隊の海外派遣に歯止めを

第5回 口頭弁論

9月20日、安保法制違憲訴訟第5回口頭弁論が行われ、今回も法廷は、原告・サポーターなどの傍聴で一杯になりました。弁護団の陳述は、中川弁護士が「人格権の被侵害利益性と具体的被害」、伊藤弁護士が「安保法制の違憲性総論」、松本弁護士が「安保法制の違憲性各論」を主張しました。(報告は次ページから)

原告の意見陳述は、元高校教師の見崎さんと元裁判官の猪瀬さん。見崎さんは、「教え子を二度と戦場に送らない」ことが安保法制により揺るがされている危機感を、猪瀬さんは、人類の普遍的価値である人権の視点から戦争に導く安保法制の違憲性を裁判所に判断するように主張しました。

政府は4月にはシナイ半島での多国籍軍・監視団(MFO)の司令部要員としての自衛隊派遣を行い、イラン状況をめぐって、防衛省設置法の「調査・研究」を名目とするホルムズ海峡周辺への自衛隊派遣の検討を始めました。なし崩しに拡大する、自衛隊の海外派遣に歯止めをかけるためにも、この裁判の重要性を改めて思います。

次回、12月11日の第6回口頭弁論も、法廷をいっぱいにして私たちの意思を示しましょう。(M.Yamamoto)

次回
傍聴席を
満席に!

📅12月11日(水)
第6回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁南側
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
12:30 報告集会 桜華会館or弁護士会館

📅11月30日(土)

総会 & 第5回 裁判前学習会
「新安保法制法の背景と
日本の国家・社会の変容」
金井英人弁護士

13:00開場 13:30開始 参加費800円
桜華会館 富士桜

第5回 口頭弁論

原告意見陳述に臨む

原告 猪瀬俊雄さん (元裁判官)



(自衛隊が合憲か違憲かを争った「恵庭事件」の裁判では左陪席裁判官を務めた)

意見内容を検討するに当たり、特に気がかりな問題が二つありました。一つは、最近報道される司法権の行使にかかわる判決の報道に接して、問題を憲法の原理にまで遡らずに、法律以下の規制に適合すると判断した場合、これを覆す特別な事由は見当たらないとする判断形式が目立つことです。行政庁の第一次的判断断権尊重的判断形式です。

原告 見崎徳弘さん (元高校教師)



安保法制が国会に出た2015年、私は地域の仲間と「やめて！戦争法案 瑞穂区の会」を発足させましたが、あの夏、ほとんどの憲法学者が「憲法違反」と断じ、全国52の弁護士会のすべてが反対声明を出す中

で世論は日を追って広がり、シールズの学生や「ママの会」や大学人や弁護士や普通の市民が国会前で連日マイクを握り、地方でも集会やデモが無数に取り組みられました。それでも法案は通されましたが、政府与党が数を頼んで国会を通しても違憲の法律が「効力を有しない」のは憲法98条にある通りです。あのとき「違憲か否かの判断は最高裁がする」と言い放った議員がいますが、私が原告になっ

もう一つは、砂川事件の最高裁判決の示したいいわゆる統治行為論にもとづく司法判断の自己制約の原理です。これらは人間と国家との本質、位置づけをどう見るかにかかっています。全体的視野に立ち統一的に評価しなければ、正しい解決には到達し得ないからです。

そこで焦点を当てようとしたのがそれぞれの価値観、世界観であり、日本国憲法と自民党、安倍政権の価値観、世界観の違いです。しかも、憲法に採用されている人類普遍の原理と表現されている価値観は、人類の数千年に及ぶ歴史的経験と思索に基づき結実してきた原理であり、全てを「個人としての尊重」即ち「人間の尊厳」の原理をしっかりと踏まえた判断でない限り正しい解決に到達できるはずがないとの思いで意見陳述をしました。その思いが担当裁判官に伝わってくれるように祈っています。

たのは「こんな無法を許してなるか」の思いからでした。「原告陳述書」は平松弁護士の示唆を受けて書きましたが、敗戦1年前に生まれ、二度と戦争しないと誓った憲法の下、憲法の理想を実現する戦後の歩みの中で生きてきた意義を確認するとともに、その憲法を壊して「戦争する国」への逆戻りをめざす安倍政権を断罪し、定時制で教えた自衛隊員が海外の戦場に駆り出されるのは耐えられない、司法の良心にかけて違憲判決を書いてほしいと結びました。みなさんに「よかった、感動した」と言ってもらって感激しています。ありがとうございました。



弁護団意見陳述の狙い

五つの領域すべてが違憲



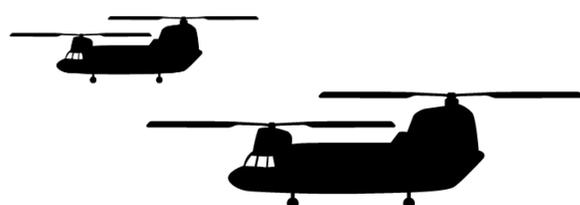
伊藤朋紀弁護士
(第10準備書面)

原告ら準備書面(10)では、新安保法制法の制定経緯、及び同法の違憲性の全体像を概説致しました。

新安保法制法は、2015年9月19日に成立したものです。大別して、

- ①有事法制関係
- ②重要影響事態への対処
- ③国際平和共同対処事態への対処
- ④国際平和協力業務の拡大
- ⑤グレーゾーン事態への対処

の五つの領域に分けられます。



①有事法制関係

武力攻撃事態のみならず、存立危機事態に該当すると判断した場合にも、内閣総理大臣は、自衛隊の防衛出動を命じることができることとされ、集団自衛権の行使が容認されました。

②重要影響事態への対処

従前の周辺事態とは異なり地理的限定がなく、弾薬の提供や航空機に対する給油・整備等も可能とされました。

③国際平和共同対処事態への対処

国連総会・理事会により一定内容の決議がなされれば、個別立法によることなく、いつでも自衛隊が海外活動を行うことができるものとされました。

④国際平和協力業務の拡大

PKO協力の改正では、自衛隊の業務に被災民等の安全確保業務・駆け付け警護が追加され、それらの任務遂行のための武器使用が認められました。そもそも、自衛隊員による武器使用に課せられていた制限自体が緩和され、自己の管理下に入った者や宿営地の防護のための武器使用も可能とされました。

⑤グレーゾーン事態への対処

米軍等の他国軍隊の武器等を防護するために、自衛隊員が武器を使用することも可能とされました。

このような新安保法制法の内容は、憲法の定める

恒久平和主義と平和的生存権、

戦争放棄、

戦力の不保持と交戦権の否認

のいずれの条項にも反して**違憲**である旨を、明確に主張致しました。

弁護団意見陳述の狙い

被告国の主張は誤り



松本篤周弁護士
(第11準備書面)

私の担当した準備書面11は、「集団的自衛権容認・行使の違憲性」を中心に、さらに具体的な内容として、「後方支援活動」「PKO協力法」「外国軍隊の武器等防護」の違憲性の内容を述べるものです。

安倍政権以前の政府は一貫して憲法9条の下ではこの集団的自衛権の行使が許されないとしてきました。その理由は、憲法9条の下で例外的に容認される武力行使は、外部からの武力攻撃によって国民の生命等が危険にさらされた場合にこれを排除するためのものに限られるが、我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによって我が国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ないから、この例外的な武力行使の中に含まれる余地はないということでした。これに対して安倍内閣は、以下の「屁理屈」で憲法9条のもとでも集団的自衛権の行使が許される、という解釈の変更をおこなったのです。

いわく

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである。」

しかし、従来の自衛権発動の要件は、

「我が国に対する武力攻撃が発生したこと」

であり、それは客観的に認識、判断することが基本的に容易であったのに対して、新3要件の存立危機該当性は、

- ① 「密接な関係にある」他国に対する武力攻撃かどうか
- ② それが「我が国の存立を脅かす」かどうか
- ③ 国民の生命、自由及び幸福追求の権利を「根底から覆す」「明白な危険」があるかどうか

など、いくつもの不確定概念についての「総合的判断」であり、判断基準らしきものはなく、どのような場合に、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」に該当することとなるのか全く不明なのです。

このように政府に白紙委任で自衛権の発動を認める解釈は、事実上憲法9条が意味をなさず、政府の一方的な独断により、我が国を外国の戦争に巻き込むもので、明白な憲法違反と言うべきなのです。



報告集会



中東における緊張が高まるなか報告集会の会場は熱気に満ち、冒頭から鋭い質問がなされました。



被害、人格権と安保法制が矛盾することをどう証明すればよいのか。

平松清志弁護士

将来的な損害はダメで、今の損害を証明する必要がある。金のためではなく、このままではいけないという思いで立ち上がったみなさんの決意を陳述書で示していただきたい。

青山邦夫弁護士

国は安保法制により被害を受けた者はいない。したがって憲法判断も必要ないと言っている。みなさんの被害陳述書がこの裁判の主役である。

私たちは安保法制という法律が違憲であると訴えている。自衛隊が違憲であるか否かは大きな問題であるが、この裁判ではそこまで踏み込むことはない。

下澤悦夫さん

将来戦争となり国民が被害を受けると訴えるだけでは裁判に勝てない。安保法制による今の被害を訴えねばならない。被害は個人により異なる。陳述書を出さない人は、棄却となる恐れがある。したがって、被害をみなさん個々に自覚し、陳述書を書いていただきたい。



群馬のような証人尋問の予定について、また中東への派遣が現実となった場合安保法制が使われる可能性について聞かせてください。

松本篤周弁護士

証人尋問は人選中である。ぜひ実現したい。イラクについてはトランプが呼びかけているだけで、国

連でも国会でも何も決まっていない。現段階では分からないとしか言えない。

コメントあれこれ

猪瀬俊雄さん

損害について書かねばならないとわかってはいたが、個人的損害を書く気はしなかった。一般的考察を書いた。時間が短く大変であった。

これは価値観、世界観の問題である。国家がある限り個人に対してその縛りがあっても仕方がないという考えがある。しかし、私はそうは思わない。国家は道具であり、道具が役に立たなくなればいらぬ。

参加者から

戦後政治の無責任を痛感した。原発においても、日韓関係においても政治における無責任がはなはだしい。その一番の根本に戦争責任をあいまいにして済ましてしまったことがある。

見崎徳弘さん

常に憲法とかかわってきた人生であった。憲法を壊し戦争に進む安保法制は許せない。話しているうちにもっと話したくなり、原稿にないことも話してしまった。

参加者から

60, 70年代では、昨日より今日、今日より明日という言葉に希望を聞いた。この日本の不安は希望がないことだと気付いた。

参加者から

戦争の悲惨さが伝わる陳述であった。戦争を伝える教育が大切だと感じた。

クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？

憲法9条を 土俵際で守り抜く裁判

平松清志弁護士

プロフィール

中川区高畑で個人事務所を開設して12年目。

一般民事のほか労働事件や冤罪事件にも携わってきましたが、憲法訴訟の経験はほとんどありません。

日本の未来を希望がもてるようにするためには安倍政権を一刻も早く退陣させ、その亜流を許さないことが絶対必要と思っています。

ささやかな活動ですが、毎月、地元の9条の会で、ピラをつくって街宣をしています。



今の自公政権の政治の在り方に危機感を抱いて、安保法制違憲訴訟の弁護団に加わりました。

安倍晋三首相のように、一方ではトランプやプーチンとはまともにわたりあえず、他方では韓国や北朝鮮を悪者扱いして国民の支持を掠め取る政治家がトップに居座り、日本は壊れつつあります。

憲法9条の先駆性は武力によって戦争を抑止することがムリであり、ムダであることを潔く宣言したところにあると思います。

この裁判はズタズタにされてきた憲法9条を土俵際で守り抜こうという裁判です。安倍首相の改憲への執念は愚かなアナクロニズムであり、仮に改憲がなされたら、ただでさえ国際的に信用の低下を招いている日本はアジアの孤児になってしまう恐れがあります。

政治も経済も先行きが見通せない状況ですが、平和な日本の未来を目指して、理性と知性を取り戻す一歩にこの裁判を活かしたいと思います。

全国の訴訟状況

全国の原告総数 7704名
提訴済 計22地域 25裁判



判決速報

11/7 東京地裁 国賠訴訟
民事1部合議1係の前澤達朗裁判官
原告らの請求棄却
控訴する方針



動画はこちら

20191107 UPLAN 安保法制違憲訴訟第12回国賠訴訟期日・判決（東京地裁）&報告集会
<https://youtu.be/kEJvqKGz2Mo>

忬度不当判決

司法の責任放棄



第4回 裁判前学習会報告

恵庭事件を通して 安保法制を問う

上映 「憲法を武器として」

お話 恵庭裁判を見てきた元裁判官 下澤悦夫さん

映画の内容

2019年8月31日、恵庭事件を題材とした映画「憲法を武器として 恵庭事件 知られざる50年目の真実」の上映会がありました。

北海道恵庭町にある自衛隊演習場の隣で、長年戦闘機と実弾演習の騒音に悩まされてきた野崎牧場の兄弟が、通信線を切断したことから事件は始まります。

野崎兄弟は自衛隊法により起訴されますが、「自衛隊法は憲法違反である」と主張し、裁判は自衛隊の違憲性を問う裁判へと発展します。

特筆すべきは当時の裁判における被告と裁判官の距離の近さです。被告人が裁判官に対し、裁判を行う上での方針を問いただし、角谷三千夫裁判官が「被告人がもし憲法違反の法令によって訴追されていることが明らかになれば、違憲法令審査権を行使し、被告人を救済しなければならない」と語る場面は、この映画のハイライトですが、今では考えられない光景です。野崎さんは忘れることのできない言葉だと回顧しておられました。共同代表である下澤悦夫元裁判官によれば、当時は録音を許す裁判官も居たし、また、被告人が裁判官に対しいろいろ言うてくることはよくあったそうです。

ご存知のように、当時の多くの世論の期待に反し、判決は「肩透かし判決」でした。しかし、判決から50年後、辻三雄裁判長の娘さんが、父親から聞いた話として、判決に際し最高裁からの介入があったと訴える場面で映画は終わります。

下澤悦夫さんのお話

上映後、当時札幌地裁において、裁判を身近に見てきた生き証人である下澤悦夫さんのお話がありました。

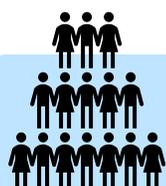
裁判官となり始めて赴任したのが札幌地裁であった。辻三雄裁判長は元軍人で、右陪審の角谷三千夫裁判官と左陪審の猪瀬俊雄裁判官はとても優秀なエリートである。角谷さんと私は青年法律家協会に属し、自衛隊についてもよく議論した。ただし、裁判官同士で互いに担当する事件の相談をしたり、助言をするようなことは一切ない。それが裁判官のモラルである。

肩透かし判決は特別なものではなかった。たとえば、国鉄のストライキを禁止する公労法の違憲性の判断を避けて、労働者である被告人を救済する裁判などは肩透かし判決であった。最高裁の介入ないし圧力に関しては想像でしか発言できないが、介入ないし圧力により憲法判決を避けた可能性は充分ある。

角谷さんは、その後甲山事件を担当し、殺人罪に問われた知的障害施設の保母に無罪判決を言い渡した。猪瀬さんも最後まで独立した裁判官の生涯を貫いた。

裁判官は孤立してはいけない。団結して共に支え合うべきである。安保法制違憲訴訟に対する社会の関心は低く、私たちは少数派かもしれないが、決して孤立してはいない。

私たちの諦めない、忘れないという初心を再確認する映画でした。



傍聴のお誘い

傍聴席を満席にして裁判官に社会の関心の高さを示しましょう。陳述する原告や弁護団の後押しにもなります。次回も周りの人を誘って、力を合わせて満席を目指しましょう。



原告側の準備書面、とても専門的で日常的な言葉では理解できないところで政治が行われていることがよくわかる。とても狭い範囲で、限定された言葉による定義で法律が作られていく。考えると恐ろしいことではないか。それが基になってこれからの世界が動いていく。私個人の日常が規定される。そうしたなか個人が平穏に暮らしていくにはどうすればいいのか。大きな無力を感じる。それでも理不尽なことに従いたくはない。

原告 植田淑子さん

見崎さんの陳述は戦時、敗戦体験のつらさを踏まえ、9条を守る教育活動を語るものでした。教え子の自衛隊員におよぶ戦争の危険性にふれられ、感動的で力強いものでした。ぜひ判事の方々にはその心を汲み取って頂きたい。

サポーター 匿名

原告意見陳述はお二人の人生を総まとめしたような事実裏打ちされたもので良かった。お一人の裁判官の堅かった表情が温かい表情に変わっていきました。きっと感動されていたのだらうと思います。

原告 三品小夜子さん

原告の意見陳述は自身の生き様がしっかり伝わり、むしろ感動さえ与えられ、涙するものでした。普段気軽に話させていただきながらも、その背景や仕事に対する姿勢が平和と正面から向き合っている事を知り、深く人柄を理解することができました。

更に一層、戦争法を許さない。憲法9条の改憲を許さない闘いを自分のものとして生きていきたいと思えます。

原告 匿名

見崎さんの明和高校の自衛隊員となった生徒の方の1992年カンボジア地雷撤去の話、涙がにじみました。その時になってみないと自衛隊員にもわからない恐怖、そして感情を封じる自衛隊教育は本当に恐ろしいことです。市民もイメージネーションと頭を働かせ、命を守らなくてはならないと思えます。増々悪政を続ける現政権に対し三権分立の立場で判決を出してほしい。

サポーター 杉本さん

会費とカンパのお願い

2019年会費の入金をお願いします。
みなさま、このままでは必要な資金がまもなく底をついてしまいます。
一層のご支援をよろしくお願ひいたします。

ゆうちょ銀行
振込先 加入者名：安保訴訟あいち
郵便振替口座：00850-2-217427
☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、
サポーターは継続して募集しております。

会計報告

19年1月~10月

18年度繰越金	418,296 円
入金の一部	882,110 円
原告年会費	489,000 円 (142名分)
サポーター年会費	176,000 円 (74名分)
参加費・カンパ	217,110 円
出金の一部	666,904 円
事務印刷費	72,662 円
事業費	39,300 円
郵便通信費	154,240 円
弁護団経費	400,000 円
雑費	702 円
残高	633,502 円

陳述書提出のお願い

原告陳述書の原稿を募集しています。提出していただいた原稿を弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。安保法制の成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を立証することが必要です。

※陳述書は右記メールアドレスへお送りください。

第6次締め切り日：2019年12月20日(金)



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市守山区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>